

## 診療記録(カルテ)の開示について

当院では、厚生労働省が公表している「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、診療記録等の開示を行っています。

### 1. 診療記録開示にかかる主な費用(消費税込み)

○開示手数料		5,500 円
○診療記録の複写		
診療録	白黒(1枚につき)	22 円
	カラー(1枚につき)	55 円
検査報告書	白黒(1枚につき)	22 円
	カラー(1枚につき)	55 円
画像データ	CD-R	3,300 円
	DVD-R(CD-Rに収まらない場合)	5,500 円
○診断書	開示時点での診断、診療要約	5,500 円
○医師との面談	開示内容についての説明を希望する場合	5,500 円

※画像データは当院で撮影したもの、並びに委託にて他院にて撮影のみしたものに限り、また当院で作成した以外の書類については対応しない(他院からの紹介状、等)

### 2. 書類作成について

申請当日の書類受け渡しはしていません。作成期間については1週間程度かかります。

急を要する場合は、直接ご相談ください。

医師との面談を希望する際は、後日日程調整をさせていただきます。

### 3. その他

一旦受付された診療記録開示申請は、原則、取り消しいたしかねますのでご了承ください。やむを得ず取り消し依頼をされ、当院でも協議し取り消し可能となった場合でも手数料 3,300 円(税込)は徴収させていただきます。

窓口でのお支払いの場合、現金のみでの対応となります

以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、当院の規定にもとづき開示の全部または一部を拒むことがあります。

- ・開示請求対象者であることが確認できない場合
- ・患者本人が生前または診療中に不開示の意志を表明している場合
- ・第三者の利益を害するおそれがある場合(患者と関係者の人間関係が悪化するなど)
- ・本人の生命、身体を著しく損なうおそれがある場合
- ・その他の開示を不相当とする事由があると院長が認める場合
- ・開示することが法令に違反する場合
- ・当院で定められた診療に関する保存期間を超えている場合

以上

医療法人社団洞口会名取中央クリニック